

守谷市教育委員会定例会 令和7年11月

1 日 時 令和7年11月25日(火) 午後1時25分～

2 場 所 守谷市役所 庁議室

3 出席者 教育長 奈幡 正
 教育長職務代理者 河原 健
 教育委員 椎名 和良
 教育委員 辺見 芳宏
 教育委員 石丸 美紀

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者
 教育部長 小林 伸稔
 教育部参事 直井 健治
 次長兼生涯学習課長 福島 晶子
 学校教育課長 藤沼 重信
 教育指導課長 鈴木 優子
 給食センター長 松井 貫太
 中央図書館長 平塚 恭子
 事務局員(学校教育課) 1名

6 傍聴人 なし

1	開会宣言	教育長	午後1時25分開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	会議録署名人に椎名委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第58号「守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の制定について」の説明を求める。
		学校教育課長	本案は、これまで明文化されたルールがなかった守谷市教育委員会教育長の交際費について、教

育行政の円滑な運営と透明性を図るため、支出及び公表に関する基準を定めるべく、新たに要綱を制定するものでございます。

要綱の作成に当たっては、既に制定されております守谷市長や守谷市議会議長の交際費、また、ほかの自治体の教育長交際費に関する要綱等、さらに、これまでに支出してまいりました教育長交際費の実績を参照しながら、ほかの要綱等と大きな乖離がないようにして作成しております。

要綱の内容ですが、資料を御覧いただきまして、第1条に要綱の目的を、第2条では交際費の種類とその支出対象を、第3条で公表の方法などを定めてございます。

また、第2条関係の別表第1では、交際費の具体的な支出対象と金額を定めております。

2点ほど補足的に御説明いたします。

まず1点目ですが、議案の4ページ目、別表第1の弔慰の項目ですが、そちらのページの最下段、一番下の段に、市立小中学校に勤務する教員の項目がございますが、こちらは、ちょっと前に戻っていただきまして、第2条の弔慰の項目では明示的には記載しておりません。しかしながら、弔慰の括弧内に、守谷市の教育行政に貢献があった者に対する香料等であって、教育長が特に必要と認めたものから読み取れることや、これまでの支出の実績を踏まえまして、別表第1では明示的に記載しております。

2点目ですが、要綱案を見ますと、支出の対象は、いわゆる社会人に対するものというような印象を受けますが、第2条の見舞では、病気等の見舞及び罹災見舞で教育長が特に必要と認めたものという規定がありますし、第4条では、この告示に定めるもののほか、教育行政の運営上、教育長が特に必要と認めた交際費については支出することができるものとするという規定もございます。

	<p>したがって、支出の対象は必ずしも、いわゆる社会人ではなく、児童生徒本人に対するものも含まれると考えております。</p> <p>ただし、いずれの場合でも、支出することができるものでございますので、実際に支出するどうかは、そのときに市長の判断が必要だというふうにも考えております。</p> <p>教育長 議案第58号「守谷市教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱の制定について」採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	<p>議案第59号「守谷市文化・地域交流スペース管理規則の制定について」の説明を求める。</p>
次長兼生涯学習課長	<p>本案は、生涯学習の推進、芸術文化の振興や市民交流の促進を図るため、守谷市立高野小学校の一部を改修し開設する守谷市文化・地域交流スペースの管理について、規則を制定するものです。</p> <p>本規則の上位にある守谷市文化・地域交流スペースの設置及び管理に関する条例につきましては、9月定例会で承認をいただいております。</p> <p>本規則では、条例のほかに、施設の管理上必要な使用時間、休館日や使用申請から許可に関する詳細を規定するものです。</p>
辺見委員	<p>基本的にいいと思うのだが、第7条の減免のところを詳しく教えてほしい。</p>
次長兼生涯学習課長	<p>使用料の免除につきましては、県ですとか市などの公的機関が使うときは、使用料は頂かないようになります。あとは、学校や、その他教育活動に使用する場合も、使用料は頂かないです。</p>

	<p>それから、ここに、けやき台中学校の通学区内に住所を有する方、それから事務所や事務所に勤務する方などが使用する場合も免除とありますけれども、これにつきましては、今、守谷中学校の地域交流スペース、それから郷州小学校や守谷小学校の地域交流スペースなどと同じようにしております、けやき台中学校と、それから松ヶ丘小学校と高野小学校の通学区の方が該当になるんですけれども、けやき台中と松ヶ丘小にはこういったスペースが今ありませんので、学区を総括して、ここで使用料免除で使えるようにというように規定をしています。</p> <p>ほかには、行政活動ですとか、社会福祉団体や障害者団体なども使用料を頂かない。それは、ほかの施設と同じようになっています。</p>
教育長	<p>議案第59号「守谷市文化・地域交流スペース管理規則の制定について」採決を行う。</p>
	<p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	<p>議案第60号「守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱の制定について」の説明を求める。</p>
教育指導課長	<p>本案は、教育委員会及び小中学校に視察を受け入れるに当たり、視察対応に当たる職員の人件費等の経費として費用を徴収するため、必要な事項を定めるものです。</p> <p>年間を通して見ますと、今年度ですと13団体、国内国外問わずございます。</p> <p>また、それとは別に議会のほうから、全国の様々な津々浦々からの議会からの要請で、市議会、県議会等の視察もございます。そういったところが、窓口一つになりまして、受入れを進めていくに当たって、業務のほうも多くなってまいり</p>

	<p>ますので、このように費用を徴収するように、必要な事項を定めたものです。</p>
椎名委員	<p>視察の受入れそのものは、市の職員の皆様の本務ではないので、やっぱりこれは、そういうもので来る方から頂いてというのが正当な考え方かなと。やっぱり本務は、守谷市の子供たちやその職員というか、住民に対する行政サービスが主なので、それとは全く異にする視察の受入れなので、これは筋が通っていることだと思う。</p>
辺見委員	<p>私も基本的に賛成ですけども、職員が勤務している中で費用を徴収する対応について、ちがった見方をすると二重になるのかなという感じがした。</p>
教育長	<p>25,000円というのは、大体90分間で、対応する職員や、人件費を積算すると、大体それくらいになるだろうということで、要は、職員が本来であれば本業があるけれども、この対応に追われる時間に関して、やっぱり頂いたほうがいいだろうということで設定させていただきました。</p> <p>それでは、議案第60号「守谷市教育行政視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱の制定について」採決を行う。</p> <p style="text-align: center;">全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p>
教育長	<p>議案第61号ですけども、この審議、協議に先立ちまして、会議の非公開についてお諮りしたいと思います。</p> <p>議案第61号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和7年度守谷市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分））の審議についてですが、公表前の情報に関する案件でありまして、非公開として審議すべきである</p>

	<p>と思いますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p> <p>教育長 異議なしと認めます。 よって、議案第61号を非公開といたします。 それでは、議案第61号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和7年度守谷市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分））」の説明を求める</p> <p>教育部長 （議案第61号説明）</p> <p>教育長 議案第61号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和7年度守谷市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会所管分）」の採決を行う。</p> <p>全員賛成〔原案のとおり可決した〕</p> <p>教育長 次回定例会の日程について、会議規則に定めま す12月25日でよろしいでしょうか。 では、12月の教育委員会の定例会は、12月25日、 木曜日、時刻は13時30分、場所は庁議室となりま す。 以上で本日の定例会の議事は全て終了いたし ましたので、会議を終了いたします。</p>
--	---

<p>会議録署名人</p>	<p>権名和良</p>
---------------	-------------